

(決議案第 2 号)

ロシア 200 海里水域内における「サケ・マス流し網漁業」に関する決議

先般、ロシアにおいて同国 200 海里水域内での流し網漁業禁止法が成立し、長い歴史を有するロシア水域での日本漁船のサケ・マス流し網漁業が禁止されることとなった。

また、本年のロシア水域におけるサケ・マス流し網漁業についても、日ロ両国政府間協議の妥結が大幅に遅れた影響で、中型船が出漁を見合わせるなど、既に大きな影響が出ている。

同漁業での主力魚種であるベニザケは、水産加工業において極めて重要な加工原魚であり、我が国の水産加工業に及ぼす影響は甚大である。

また、同漁業の禁止により、今後、ベニザケの確保については、輸入等、他の手段に頼らざるを得ず、確保量の減少や競争の過熱等による価格の高騰が危惧される。

このことは、我が国の水産加工業者の経営安定の維持及び国民の食糧の安定供給を脅かす重大な問題である。

よって、釧路市議会は、政府に対しロシア 200 海里水域内におけるサケ・マス漁業の操業機会の確保に向けた政府間協議の継続を強く求めるものである。

さらに、加工原魚であるベニザケ・シロザケの安定的な確保のため、国による輸入枠の設定や輸入関税免除等適切な措置を講ずるほか、加工原魚の転換を余儀なくされた場合に必要となる設備投資等への適切な財政支援や、休業期間が生じた場合における従業員の継続雇用などについての支援など、同漁業の禁止に伴う漁業、水産加工業、関連産業に与える影響に対して、適切な支援策を講ずるよう強く求めるものである。

併せて、今後、このような事態に陥らないよう政府においては、ロシア 200 海里水域内で行われている我が国漁業の安定的な操業機会を確保するため、強力な漁業外交を展開するよう強く要求する。

以上、決議する。

平成 27 年 7 月 3 日

釧 路 市 議 会